

「横浜市港湾施設条例施行規則」の一部改正の概要

1 趣旨

令和4年3月1日に公布した一部改正後の横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるため、横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号。以下「規則」という。）を一部改正することを予定しています。

2 改正後の規則の概要

- (1) 条例第18条第4項に規定する旅客船の定義を第3条の2として定めます。
- (2) 旅客人数の届出及び検査の方法を第15条第2項及び第3項に定めます。
- (3) 受入設備使用料の納期を第16条第6項に定めます。
- (4) 受入設備使用料の減免が出来る場合の規定を第17条に定めます。
- (5) 受入設備の使用許可申請書の記載内容を第17条第4項第1号に定めます。
- (6) 受入設備使用料の返還申請書の記載内容を第18条第3項第2号に定めます。

【備考】

改正後の規則に規定する事項及び改正概要は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを行う場合があります。

一部改正後の条例第18条第4項の規定及び改正規則は、令和4年8月1日施行を予定しています。ただし、国際クルーズの再開の状況によって、施行日は前後する可能性があります。